

機関番号：27101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730091

研究課題名（和文）民法94条の解釈による債権回収手段拡充の可能性：フランスの法制度との比較を通じて

研究課題名（英文）A Study about the Possibility to expand the Means of the Debt Collection: Through the Comparison with the Legal System of France

研究代表者

中山 布紗（NAKAYAMA FUSA）

北九州市立大学・法学部・准教授

研究者番号：20438295

研究成果の概要（和文）：フランス民法1321条の解釈から判例において認められている「虚偽表示確認の訴え」が、同条において保護される第三者のうち、無担保（一般）債権者によって債権回収あるいは保全手段として利用されている実態と、この訴えを提起することによって得られる利点を、詐害行為取消権との対比において明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：I was able to clarify following two points by this study. Primarily, "the suit of the false declaration of intention confirmation" accepted in a precedent by interpretation of French civil law Article 1321 is used as debt collection or a salvo by the creditor who does not have a security. Second, this suit is more convenient for a creditor than the cancellation of the fraudulent alienation from the points of view of the burden of proof.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法・意思表示法・民法第94条・虚偽表示・フランス民法典1321条・秘匿行為の効力・虚偽表示確認の訴え・債権回収手段の拡充

1. 研究開始当初の背景

日本民法94条1項は内心的効果意思と虚偽表示（外形行為）が一致していない虚偽表示を無効とする。しかし、同条2項において、外形行為の無効は善意の第三者（外形行為を信じて取引関係に入った者）に対抗できないとされる。他方、仏民1321条は、「真意」の当事者間での効力と対第三者効という観

点から規定されている。フランスでは、契約内容が証書に記載されることが制度上恒常的であるために、外形行為は「顕示証書」、真意は「反対証書」と表現される。反対証書とは、日本民法94条にいう通謀虚偽表示をなした当事者間でなされた合意内容が書かれた証書であり、当事者だけが了解している

という意味で、秘匿行為とも呼ばれる。仏民 1321 条は、反対証書に記載された当事者間の秘匿行為は、外形行為の内容を修正ないし否定するものであるが、善意の第三者に何らその効力は生じない旨定められている。

日本民法 94 条がフランス法を母法とする以上、わが国においても、「秘匿行為」の効力という観点から第三者保護が図られる可能性があるのではないか（仏民 1321 条を比較素材とする妥当性について、拙稿「フランス債務法改正にみる虚偽表示（反対証書）規定とその意義」法政論集第 35 巻 2・3・4 合併号 4-7 頁）。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フランスにおける「虚偽表示確認の訴え」（*action en déclaration de simulation*）が、無担保（一般）債権者によって、自己の債権の回収ないし保全手段として利用されている実態を紹介し、詐害行為取消権との対比において、虚偽表示確認の訴えを利用することの利点を明らかにしつつ、わが国への応用可能性—虚偽表示につき利害関係をもつ債権者保護のため、債権回収の方策の 1 つとして民法 94 条の解釈論を展開する可能性—を探ることにある。

3. 研究の方法

フランスにおける「虚偽表示確認の訴え」がどのようなケースにおいて問題となるのか、行使権者が実際に法的効果として何を求めてこの訴えを提起するのかを明らかにするため、関連すると思われるフランス破産院判決を精査のうえ選定し、この訴えの実際の機能を検討する。

次いで、債権者代位権や詐害行為取消権と対比・比較しつつ、「虚偽表示確認の訴え」の法的性質や行使権者にとっての実益（法的効果）を、フランス民法学説を調査し、検討

する。

4. 研究成果

虚偽表示確認の訴えは、仏民 1321 条の解釈上認められている特殊な訴権である。通説によると、この訴えは、外形行為が真実を隠匿するものであること、すなわち、反対証書に記載された秘匿行為（真正な法律行為）の存在および内容を裁判上確認することを求めるための訴権であり、反対証書を援用する利益を有する者なら誰でも原告適格を有する。

虚偽表示確認の訴えを提起し確認判決を得ることの実益は、債務者の隠匿行為によって外形上債務者の手から離れた財産が、すべて債権者によって回収しうる責任財産として捉えられることである。

このように、虚偽表示確認の訴えは、債権者に有益であることはもちろん、債権者にとって債権回収の対象である財産の存在を訴訟を通じて公にするという意味で、責任財産保全の手段ともなり、外形行為上譲受人である債権者の差押を防止することに貢献するものであるといえよう。

以上のように、虚偽表示確認の訴えは、債権回収手段の 1 つとして機能しているといえる。

上記概要に関する直接の成果を公表するには至らなかった（公表は平成 23 年度を予定している）。その代わりに、検討過程において得た視座をもとに、我が国の民法典における虚偽表示をめぐる問題、すなわち、民法 94 条 2 項類推適用法理をめぐる議論に関連して、判例の判断枠組みを再検証する論説を 2 本執筆した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

①中山布紗、民法94条2項および同110条の重畳類推適用法理における真正権利者の帰責根拠に関する一考察—四宮和夫教授による判例の判断枠組みの類型化プロセスに着目して、民事研修(みんけん)、査読有、642号、2010、pp. 2-16.

②中山布紗、民法九四条二項類推適用の前提となる「権利の外観」についての一考察、北九州市立大学法政論集、査読無、第38巻第1・2号合併号、2010、pp. 51-73.

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中山 布紗 (NAKAYAMA FUSA)
北九州市立大学・法学部・准教授

研究者番号：20438295

(2) 研究分担者 ()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：